

議案第79号

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年8月31日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「学校」を「学校（幼保連携型認定こども園を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号参考資料

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
地区整備計画区域の名称	建築してはならない建築物	地区整備計画区域の名称	建築してはならない建築物
(略)	(略)	(略)	(略)
小野田・楠企業団地地区 地区計画地区整備計画区 域	(1)～(5) (略) (6) <u>学校（幼保連携型認定こども 園を除く。）</u> (7)～(10) (略)	小野田・楠企業団地地区 地区計画地区整備計画区 域	(1)～(5) (略) (6) <u>学校</u> (7)～(10) (略)